

月報私学

10 2011

VOL.166

日本私立学校振興・共済事業団広報



靖国神社に隣接し、桜の名所外濠公園が通学路です
写真提供：学校法人 三輪田学園 三輪田学園中学校・高等学校（東京都千代田区）

CONTENTS

- 事業団資金で明日を拓く..... 2
- 連載⑦ 魅力あふれる学校づくりを目指して
日本医科大学の特色ある臨床医学教育入門..... 3
- 私学共済制度の加入者資格／住民基本台帳情報の活用を開始します..... 5
- 災害関係..... 6
 - ◆ 東日本大震災
 - ◆ 平成23年7月新潟・福島豪雨／平成23年台風12号
- 医療費通知の送付／年金の請求時期と時効..... 7
- 退職共済年金請求書の事前送付..... 8
- 被扶養者認定申請－ポイントと事例①..... 10
- 職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには..... 12
- 積立共済年金・共済定期保険 後期募集 13
- INFORMATION..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内..... 16

事業団資金で 明日を拓く

—自然の恵みと
段差のある地形に新園舎—

学校法人 根岸学園

理事長 内田 實
対象校・根岸幼稚園
(埼玉県朝霞市)
園 長 原 鉄郎
対象事業・園舎新築(地上二階建)

池袋駅から東武東上線で一五分、朝霞駅から徒歩一五分に位置する自然環境に恵まれた根岸幼稚園を訪れ、園長先生にお話を伺いました。

子ども達の健やかな成長を

一九六六年(昭和四十一年)、創設者小寺さく氏が私財を投じ、子どもたちの健やかな成長を願い、埼玉県朝霞市の東部に位置する、武蔵野根岸台地の恵みの中、根岸幼稚園が設立されました。

当初は、三教室だけの小さな園でしたが、豊かな自然環境を活かしつつ、幼児教育の充実を図りたいという初心

を忘れることなく、今年で創立四十五周年を迎えました。

園の運営は、地域有識者・卒園児も加わった評議員会と理事会の総意の下に行われ、小学校・保護者・地域との緊密な協働体制をとりながら、幼児教育を推進しています。

地形を生かした園舎造りを!

築四〇年を超える園舎は老朽化のため、耐久性の上でも不安となり、新築の話が持ち上がりました。そのときに、先生方の心に浮かんだのが「全クラスが同じ棟に集える環境を」ということでした。

これまでは、高低差一〇メートルを超える崖の上と下に園舎があったため、どうしても先生同士の行き来が少なくなり、教室ごとの意識のズレなど、



段差のある地形を利用した新園舎の全景

離れた園舎ゆえに生じる問題を抱えていました。

さらに、今までの園舎と同じ場所に造るのでは、仮設の園舎が必要となってしまう。そこで、一級建築士である理事長と先生方が相談した結果、崖地に新園舎を建築することになりました。そうすることにより、今までどおりの教室を使いながら、場所を変えずに保育を継続することができ、新園舎ができて上がる過程を見守りながら期待に胸を膨らませ、完成を待ちました。

先生たちが作った幼稚園

理事長が先生方の意見を積極的に取り入れたことで、保育上の狙いに添った仕様を実現することができました。

例えば、靴箱には檜の集成材を使用し、用具入れもなるべく木製にして子どもたちが使いやすいように金具の位置を変更するなどの工夫を施し、木の香りが漂う環境を整えることができました。また、園児が遊んで汚れてしまっても、すぐに洗い流せるようにシャワー室も作りました。

周囲を緑に囲まれたグラウンドの一角には幼稚園とともに歩んできた大きなケヤキがあり、季節の移り変わり子どもたちの成長を見守っています。

四季折々の変化を、子どもたちに肌で感じさせてあげたいという先生方の方針から、土のグラウンドや温もりのある木造の園舎は、これからも数多く

の園児を送り出していくことでしょう。

事業団融資を利用

今回取材させていただいた根岸幼稚園は、「月報私学」等の刊行物から、事業団が融資業務を行っていることは以前からご存知だったとのこと。二十年の長期借入、固定金利でご利用いただきました。

園を訪問した時は夏休みでしたが、お話を聞きまして園児たちの歓声や健やかな笑顔が目につきました。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部 融資課

☎〇三(三三三三)七八六二七八七一

Eメール yushi@shigaku.go.jp



恵まれた自然環境と調和する木造園舎

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑦

日本医科大学の特色ある臨床医学教育入門

日本医科大学 教育推進室 室長 教授 志村俊郎

はじめに

学校法人日本医科大学は、一八七六年に創立された済生学舎を前身として、創立一三五年を超える我が国最古の私立医学校です。明治期の済生学舎では、患者さんに優しい今日のシミュレーション医学教育（臨床能力を習得するために、実際の患者診療を模した状況で行う臨床実習教育）の基である産科模型演習等の臨床技能教育を重視していました。本稿で取り上げる臨床医学教育入門である「Early Clinical Exposure」とは、近年社会に求められている、医学生が医学教育の早い時期に医学・医療の現場に接し、医師となる動機付けを試みる教育です。

本学では、医学生に良医となる動機付けの教育として、医療コミュニケーション教育、医師の使命とプロフェッショナル教育、パンデミックドリルを利用した医療安全教育、医学実地演習である臨床看護業務実習及び卒前の早期臨床技能教育を行っています。本稿では、これらの概要をご紹介します。

良医育成のための医学教育入門

入学後早期の教育カリキュラムは、社会に貢献する愛ある良医育成のために、新入生が人格を涵養し、かつ医師となるための動機付けである「Early Clinical Exposure to Practice」や「実習と授業である「Novel Medical Science (NMS)」と臨床看護業務の体験実習を通して「Medical Student Internship (医学実地演習)」を行っています。

※NMS…医学教育カリキュラム総論

「Novel Medical Science (NMS)」

NMSでは、理想の医師像と医学とプロフェッショナルリズムの二つのワークショップから、自らの考える医師像と目標から医師のキャリアデザイン、医師の一生についてグループで考えます。また、健全な倫理観を背景に、患者の福利優先、自律性と公正性の原則を守ることで医師という専門職の責務を考えることを学びます。その他授業や実習などで、学生の体験学習の相

手として患者役を演じる日本人や外国人（模擬患者）とのロールプレーにより、医療現場でのコミュニケーションの重要性を知る実習を行っています。



模擬患者との医療面接実習

この実習では、学生は、病める患者さんとのインタビューである医療面接において、三つの役割軸モデル（情報収集、親和的・共感的関係の形成、情報提供）をグループ学習の演技の中から学びます。さらに、創立一三五年の歴史を有する大学ならではの医学教育として、貧しい人々を病から救済することを実践しようとする「済生救民」の建学の精神と卒業生である世界的細菌学者「野口英世」の歩みに学ぶ講義を行い、新入生に、昔から本学はいつも庶民の医療を守ってきた伝統と誇り、そして愛と研究心を有することを話します。

また、特筆すべきことは、最近、元

日本代表サッカー選手の急死で救命蘇生が話題になっていますが、本学では一〇年前より医学生必修の「Basic Life Support: BLS（一次救命処置）」や「Automated External Defibrillator: AED（自動体外式除細動器）」の実習が、心臓突然死の防止と社会復帰率の向上を目的に、「医学生だからこそできる社会貢献」を目指し行われていることです。



BLSとAEDを使用した救命蘇生実習

これらの取り組みは、文部科学省の平成十八年度特色ある大学教育支援プログラムに採択された「学年や学部を超え互いに教えて学ぶ医学教育」の七つのプログラムのうち「救急蘇生講習会へのインストラクターとして参加」と「相教的な臨床技能実習室」の中核をなし、本学のシミュレーション医学におけるチーム基盤型教育の一つの柱ともなっています。

二 パンデミックドリルを利用した
医療安全教育

未来の医学教育カリキュラムとなるパンデミック（世界的流行）ドリルを利用した、インフルエンザ等の感染症危機管理における多職種連携による新しい演習型の医療危機管理教育を行っています。この演習は、医療のグローバル化に対応できる医師育成の改革にもつながると思いい、その内容の一端を紹介いたします。



新しい演習型の医療危機管理教育風景

参加者は、まず座学形式の講義でパンデミック及び感染防御技術についての基礎知識を学び、その後、感染防御の技術指導及びシミュレーション型パンデミックドリルを用い演習を行います。パンデミックドリルでは、四人が一つの医療チームとなり、各チームがパンデミックの状況を人為的に作った擬似病院における病棟を担当し、擬似患者の治療に当たります。なお医学生は看護師役、看護学生は医師役を経験することで、チーム医療における他職種の重要性が理解できるように工夫さ

れています。このような演習型のシミュレーション教育ツールや体験型の臨床技能の授業は、通常の机上の座学形式の講義では得られない貴重な体験を参加者に身をもって理解させることが可能であり、今の社会医学活動に貢献する多職種連携の医療者教育として注目されています。

三 Medical Student Internship
(医学実地演習)

医学実地演習である臨床看護業務実習の学習一般目標は、医学生が医療業務の現場で継続的に実務体験をすることにより、患者や家族の心や体の痛みを実感するとともに、病める人とのコミュニケーションの大切さと医療従事者の業務実態を理解することです。また、この学習の行動目標としては、医学生は、ただ単に看護の内容を見学型に学ぶのではなく、全人的なチームワーク医療を自ら体験し、患者の医療安全の大切さを理解することにあります。



チームワーク医療の体験

こうした新入生の実習後の成果は、看護師及び患者家族によるグローバル評価において、高い値を示しています。

四 早期臨床技能教育

新入生より、継続的に行われている卒前の早期臨床技能教育は、卒後の研修医の臨床技能教育と一貫性を持ちながら、学習目標を明確にした正式教育カリキュラムとして導入され、評価・検証している点が特色です。早期臨床技能教育の必要性は、六年生の臨床実習後の自己評価において、学生の60%以上が臨床技能・手技の修得に役立ったと述べるも、乳房、直腸診、前立腺の診察は、20%と低い結果となりました。特に羞恥心を来たす手技において、到達目標を明示した指導記録と評価表を用いた、模擬人形実習の積極的応用が必要であることに現れています。そこで、四年生三学期の臨床実習前の基本臨床実習コースにおいては、社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構による臨床実習の教育内容ガイドラインに従い、模擬人形のイチローとMr. Lung、婦人科シミュレータ、採血・静脈シミュレータ、乳癌教育用視触診モデル、直腸診シミュレータ、眼底診察及び耳の診察シミュレータを使用し、各々の模擬人形ごとの学習到達目標を得る実習を行っています。本学は、これらの臨床技能教育の更なる充実のために、シミュレーション



乳癌模擬人形による実習

教育の積極的な臨床実習カリキュラムへの導入、学生の臨床技能の修得度の調査、臨床技能教育効果の経年的な検証を行い、新入生の医師となる動機付けから始まり、臨床実習における臨床技能教育への定型的な卒前・卒後の一貫した教育プログラムを構築しています。

まとめ

愛と研究心を有する良医育成のため、臨床医学教育入門として現在行っている、医師となる動機付けの実践的教育と特色ある教育カリキュラムを報告しました。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

志村 俊郎（しむら としろう）

二〇〇四年より日本医科大学教育推進室 室長・教授。脳神経外科兼務。二〇〇五年より日本医学教育学会理事。

私学共済制度の加入者資格

業務部 資格課

私立学校教職員共済法では、学校法人等に使用され、給与を受ける人は、私学共済制度の加入者となり、退職したときや常時勤務に服しない者となったときは、加入者の資格を喪失します。今回は加入者資格の喪失に関してお知らせします。

加入者資格の喪失事由

加入者の資格は、次の①～⑥の事由に該当したときに喪失します。

表1

- ① 死亡したとき
- ② 退職したとき
- ③ 専任でなくなったとき、常時勤務に服しない者となったとき
- ④ 無給となったとき
- ⑤ 勤務している学校法人等が解散したとき
- ⑥ 解雇となったとき

※ 前記の事由が生じたときは、事由が生じた日から十日以内に「資格喪失報告書」を事業団へ提出してください。

ただし、次の表2の①～⑦に該当したときは、給与支給の有無にかかわらず、特例的に加入者資格を有するものとなっています。

表2

- ① 加入者の産前六週間（多胎妊娠の場合十四週間）、産後八週間の休業期間
- ② 一歳までの子を養育するための育児休業期間
- ③ 一歳から三歳までの子を養育するための育児休業期間
- ④ 三歳から小学校入学期までの育児休業期間で、次のすべてを満たすとき
- (ア) 休業期間の長さが社会通念上妥当なこと
- (イ) 期間満了後復職を前提としていること
- (ウ) 休業期間中は他で就労しないこと
- ⑤ 日常生活を営むのに支障のある配偶者等を介護するための休業期間
- ⑥ 子の病気やケガによる看護のための休業期間
- ⑦ 職務上災害又は通勤災害により休業補償給付などを受給中の期間

加入者資格を判定する際の条件を一部改善しました

前記加入者資格の喪失事由である「無給となったとき」の取り扱いについては、社会環境の変化に伴い、多様な就労形態等がある中で、給与支給が

ないことのみによって、資格を喪失することが不合理となってしまう状況がありました。

そこで、加入者資格を判定する際の「給与支給の有無」の条件を平成二十三年十月から一部改善することとし、次の期間については給与の支給状況にかかわらず加入者資格を有するものとして取り扱います。

表3

- ① 「心身の故障による休暇又は欠勤」については、雇用契約が継続していると認められる場合に限り一か月以内の期間
- ② 労働基準法第六十五条第一項による産前休業より前の期間であって、就業規則に定める出産休暇又は休業できる期間で概ね一か月間を限度とする期間
- ③ 非遵行為により停職の処分を受けた日から一か月以内の期間

ただし、休み始めた日から一か月を超えた休暇又は欠勤の場合は、休暇扱いとなります。

休暇扱いとなった場合の加入者資格の取り扱いについては従来通りとなりますので、加入者資格を有するために、二割以上の給与の支給が必要になります。

なお、「二割以上の給与の支給」の算定基礎となる「平常勤務の際における給与」とは、実際に休み始めた日の属する月の前月の標準給与の月額を基礎とした給与月額（一般的には定時決定の基礎となった額）として取り扱

うこととします。

この取り扱いには、例えば病気等にかかり短期間の休暇や欠勤をし、その間給与の支給がないということだけで、直ちに資格喪失となってしまう不合理を解消するものですので、前記表3の①～③による場合は、その事実を確認するために必要に応じて就業規則等の写しを提出していただく場合があります。

住民基本台帳情報の活用を開始します

—平成二十三年十月から—

業務部 資格課

資格取得時の住所については、原則として住民票住所の報告をお願いしています。

報告していただいた住所は、日本年金機構にも情報提供を行い、公的年金制度間の情報交換に使用されています。提供した住所が住民票住所と相違していることにより年金記録の確認ができず、基礎年金番号が重複付番されてしまったり、年金の請求勸奨が行えないなどの弊害が生じることがあります。

このため平成二十三年十月から、各年金制度が年金請求等の案内をする五十八歳以上の加入者を対象に住民基本台帳ネットワーク情報との確認を開始します。

その結果、私学事業団に登録している内容と相違している場合は学校法人等を経由して照会させていただきますので、ご協力をお願いします。

災害関係

東日本大震災

掛金・児童手当拠出金にかかる納期限延長の取り扱いの変更

業務部 掛金課

岩手県・宮城県・福島県の地域に所在する学校法人等のうち、表に掲げる対象地域に所在する学校法人等の延長後の納期限が左記のとおり決定しました。

対象となる学校法人等に対しては、平成二十三年八月二十九日付で通知文をお送りしております。

Table with 2 columns: 対象学校法人等, 対象となる調定掛金等, 延長後の納期限, 口座振替の再開, 納付の猶予

共済業務

表：対象地域

Table with 2 columns: 県名, 地域

なお、岩手県・宮城県・福島県の地域に所在する学校法人等のうち、右の表に掲げる対象地域以外に所在する学校法人等の延長後の納期限は、引き続き

き未定です。今後の取り扱いも災害の復旧状況を踏まえ対応する予定です。

災害見舞金等の請求を引き続き受け付けています

業務部 短期給付課

請求期限

災害見舞金・災害見舞金付加金は給付事由が発生してから二年（請求時効）以内なら請求ができます。

市町村の「り災証明書」の遅れなどでまだ請求していない方は、必要書類が整い次第請求してください。

よくあるご相談内容

Q 宮城県から「り災証明書」が発行されて、一部損壊という記載がありますが、災害見舞金に該当しますか。

A 一部損壊ということは、家屋に損害があるということで、災害見舞金等の請求の対象になります。

Q 福島県から発行された「り災証明書」が一部損壊から半壊に変更になりました。どのような手続きを行ったらよいですか。

A 変更された「り災証明書」に災害見舞金等を請求した方の加入者番号、氏名を付記してご提出ください。審査のうえ追加支給します。

平成二十三年七月 新潟・福島豪雨 平成二十三年台風十二号

このたびの災害により被害を受けた皆様は心よりお見舞い申し上げます。

私学事業団では、被災された方の支援のため、加入者証等の取り扱い・災害見舞金の支給・積立貯金の払い出し等の共済事務に関して、事務の迅速化・簡略化を図るとともに、取り扱いに特例を設けています。

詳細につきましては、対象となる学校法人等あてにすでにお送りしました通知文及び今後お送りする通知文によりご確認ください。

災害対応につきましては、本誌十一月号でも引き続きご案内します。

私学共済事業ホームページに掲載している、本事業団からお送りした通知文や「こんなときどうする？」の「災害に遭ったとき」もご参照ください。

http://www.shingakukyosai.jp/

ご不明な点がありましたら、私学事業団共済事業本部までお問い合わせください。

お問い合わせ先（共済事業本部） ☎〇三（三八一三）五三二一（代表）

医療費通知の送付

五月診療の医療費について十月下旬に「医療費のお知らせ」をお送りします

業務部 短期給付課

1 医療費通知の目的

病気やケガの治療のために加入者証等を使って保険診療を受けると、窓口で医療費の一部を受診者が支払い、残りの医療費を社会保険診療報酬支払基金を経て私学事業団が医療機関に支払う仕組みになっています。このため、医療費の総額については、わかりにくいのが現状です。

本事業団では、「健康であることの大切さ」を再認識し、「医療費の適正化」を図ることを目的として、毎年、医療機関からの五月分の請求について、保険診療の対象となった医療費の総額をお知らせしています。

通知には、受診者名、受診年月、診療科目、診療日数、医療費総額、自己負担額を記載しています。医療機関名や疾病名など診療内容については記載していません。

また、入院時の差額ベッド代や自費診療などの医療費は含まれません。このため、窓口負担額と通知する自己負担額が一致しないこともあります。

なお、医療機関からの請求が遅れたことにより、四月以前の診療分が含まれている場合や五月の診療ですら、ご了承ください。

また、東日本大震災による一部負担金猶予措置対象となった医療費については、今回の通知対象外としています。



2 医療費通知についてのお願い

医療費通知は、加入者等のプライバシーにかかわることから「親展」扱いとして、十月下旬に学校法人等あて（任意継続加入者は自宅あて）に送付します。通知の趣旨を説明のうえ加入者に渡してください。

年金の

請求時期と時効

年金部 年金第一課

年金を受ける権利は、受給権が発生した日の翌日から請求手続きをしないまま五年を経過すると、時効により消滅します。

加入者が勘違いをして、請求手続きをしないまま時効になってしまいうケースが増えています。年金の受給権を時効により消滅させないためにも、請求時期をご確認いただき、請求手続きをしてください。

時効となってしまう例

- 次のような誤解から時効となる例が多く見られます。
- 年金は六十五歳で請求するものと思っていた
- 在職中は請求できないものと思っていた
- 私学共済の加入者期間が短いので年金は請求できないと思っていた
- 遺族（又は障害）年金を受給しているのに退職共済年金は請求できないと思っていた
- 給与収入があるので年金は請求できないと思っていた
- 個別に連絡がくると思っていた

●退職共済年金は、次の受給要件を満たした時点で受給権が発生します。

特別支給（六十五歳前）の退職共済年金

- 六十歳以上であること
- 昭和二十八年四月二日以後生まれの人は、支給開始年齢が段階的に引き上げられます。（私学共済制度事務の手引平成二十三年版）四四八頁（参照）
- 加入者期間等が二十五年以上（※）
- 私学共済の加入者期間が一年以上（六十歳の時に加入者期間が一年未満の場合は、加入者期間が一年になった時に年金の受給権が発生します）

本来支給（六十五歳後）の退職共済年金

- 六十五歳以上であること
- 加入者期間等が二十五年以上（※）
- 私学共済の加入者期間が一年以上（ただし私学共済加入中は一年以上）
- （※）加入者期間等の条件には期間短縮等の特例（私学共済制度事務の手引平成二十三年版）四三三頁（参照）があります。

五年を経過してから年金を請求した場合には、時効前（五年以内）に請求手続きができなかった「遅延理由書」を請求書に添付していただきます。「遅延理由書」の内容を審査し、その理由が認められた場合には、年金の決定が受けられます。ただし、この場合でも、年金の支払は請求時点から五年間しかさかのぼれません。時効に注意して請求手続きをしていただくよう、お願いします。

年金部 年金第一課

【お願い】

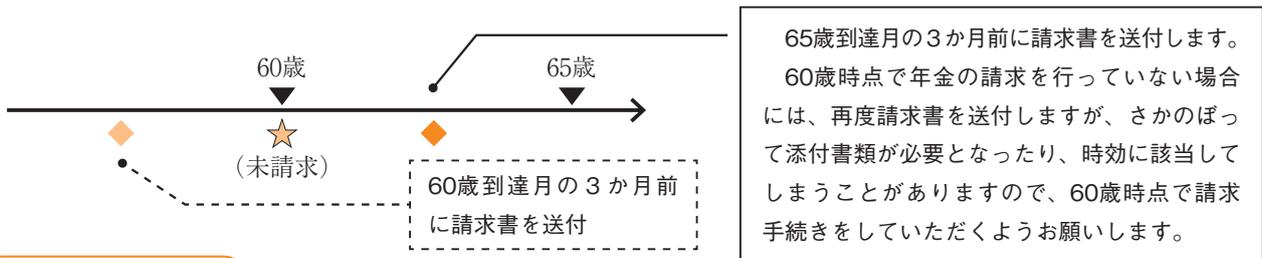
- 年金の請求が可能となる年齢に達する前に退職した元加入者に対しては、個人の住所あてに年金請求の案内等を送付します。元加入者の転居等に伴う住所の変更については、基礎年金番号を基に日本年金機構から取得することを予定していますので、「資格取得報告書」を提出される際には、基礎年金番号を確認のうえ、基礎年金番号通知書等の写しを添付してくださるよう引き続きご協力をお願いします。
- 年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、年金を請求していない加入者がいましたら、お早めに請求手続きをお願いします。

共済業務

③65歳に達する人

- 対象者** 在職中の加入者で、65歳到達月において加入者期間が1年以上である年金未決定者（前記②により、60歳以降に請求書を送付した人を除きます）
- 送付時期** 65歳到達月の3か月前

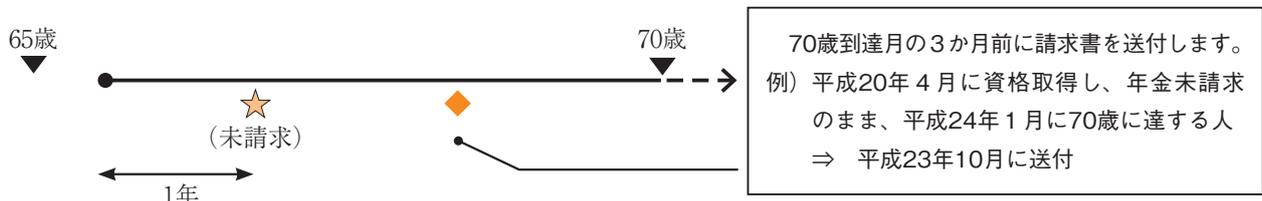
【60歳以前の加入者期間が1年以上ある人が、年金を請求しないまま65歳に達する場合】



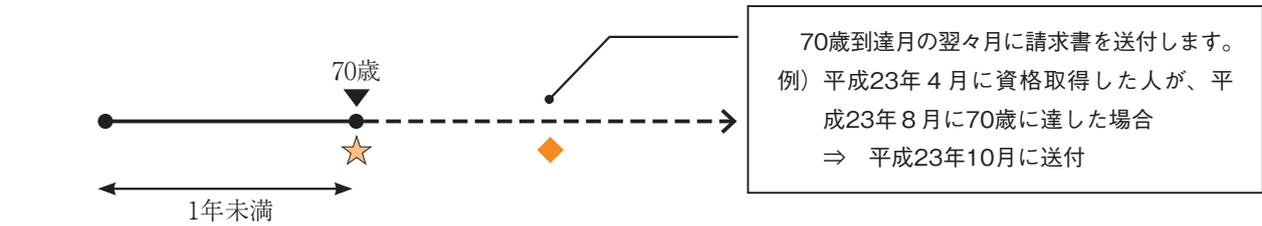
④70歳に達する人

- 対象者** 70歳に達する在職中の加入者で、本来支給の年金未決定者（前記②により、65歳以降に請求書を送付した人を除きます）
- 送付時期** 70歳到達月の3か月前
- ただし、70歳に達した時点で加入者期間が1年未満の人（70歳に達した時点で年金の受給権が発生する人）については、70歳到達月の翌々月となります。

【65歳以降に資格取得した人が、年金を請求をしないまま70歳に達する場合】



【65歳以降に資格取得した人が、加入者期間1年となる前に70歳に達した場合】



退職共済年金請求書の事前送付

私学事業団では、退職共済年金の請求に漏れがないようにしていただくために、在職中の加入者については、学校法人等を通して退職共済年金の請求書（以下、「請求書」といいます）を送付しています。

送付対象者、送付時期などは以下の①～④のとおりです。加入者個人ごとの個別封筒に書類を封入して学校法人等に送付しますので、個別封筒を加入者本人にお渡しいただき、年金請求手続きを行っていただくよう、周知してください。

※年金請求手続きについてのパンフレット（個別封筒に封入しています）は私学共済事業ホームページの事務担当者コーナーに掲載しています。また、個別封筒に封入されている書類は、加入者の状況により異なります。

共済業務

〈送付対象者と送付時期〉

①60歳に達する人

★ 退職共済年金受給権発生
◆ 請求書送付

対象者 在職中の加入者で、60歳到達月において加入者期間が1年以上となる人

送付時期 60歳到達月の3か月前

【60歳以前の加入者期間が1年以上ある人が、在職中に60歳に達する場合】

60歳到達月の3か月前に請求書を送付します。

例) 平成24年1月に60歳に達する人
⇒ 平成23年10月に送付



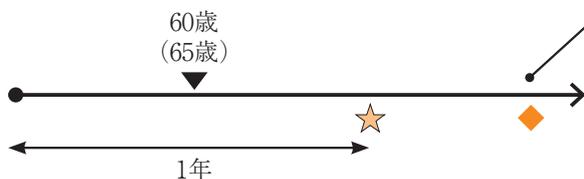
②加入者期間が1年以上となった人

対象者 平成22年4月以降に資格を取得（※）し、60歳に達した後に加入者期間が1年以上となった人

送付時期 加入者期間が1年以上となった月の翌々月

※再資格取得、継続資格取得、所属学校変更をした加入者で、前任校ですでに1年以上の加入者期間がある場合等は、送付されないことがあります。

【60歳（65歳）時点で加入者期間1年未満の人が、その後加入者期間1年となった場合】



加入者期間が1年以上となった月の翌々月に請求書を送付します。

例) 平成22年9月に資格取得し、平成23年8月末で加入者期間が1年となった人
⇒ 平成23年10月に送付

【60歳（65歳）以降に資格取得した人が、加入者期間1年となった場合】



加入者期間が1年以上となった月の翌々月に請求書を送付します。

例) 平成22年9月に資格取得し、平成23年8月末で加入者期間が1年となった人
⇒ 平成23年10月に送付

事例1 子供が生まれたので被扶養者として認定申請したい

子の認定申請をする場合、被扶養者とすべき子の人数にかかわらず、夫婦それぞれの年間収入の多い方の被扶養者となります。

被扶養者認定申請書にある「扶養手当の有無」「扶養手当の月額」欄は必ず記入してください。子の認定は、学校法人等からの扶養手当の有無や、配偶者が被扶養者になっているかどうかによって添付書類が異なります。

※配偶者が育児休業等により休業している場合、配偶者の年間収入は休業前の金額で比較します。

※夫婦双方の年間収入が同程度である場合、被扶養者の地位の安定を図るため、届け出により主として生計を維持する人の被扶養者としています。

「同程度」の範囲については、「夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の額の1割以内である場合」とされています。



【添付書類】

	配偶者が被扶養者として認定されている場合	学校法人等から扶養手当が支給される場合	学校法人等から扶養手当が支給されない場合
1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①子の戸籍抄本（又は謄本） ②子の住民票（加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る）		
2 加入者及び配偶者の年間収入を確認できる書類 (①②のいずれか)			①勤務先の年収見込証明書 ②前年の源泉徴収票の写し (ただし、前年の勤務期間が1年に満たないときは、年収見込証明書に限る)

事例2 子供を配偶者の扶養から加入者の扶養に変更したい

子について、配偶者の健康保険等の被扶養者として認定されているが、加入者の年収が配偶者よりも多くなる見込みである（又は多いことが判明した）ため、扶養替えをする場合の添付書類は次のとおりです。

【添付書類】

	学校法人等から扶養手当が支給される場合	学校法人等から扶養手当が支給されない場合
1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①子の戸籍抄本（又は謄本） ②子の住民票（加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る）	
2 加入者及び配偶者の年間収入を確認できる書類 (①②のいずれか)	①勤務先の年収見込証明書 ②前年の源泉徴収票の写し	
3 子の収入に関する書類	(1)子が18歳未満の場合	原則として添付書類は必要ありません。 ただし、子に収入がある場合は、(3)の書類が必要です。
	(2)子が18歳以上で学生の場合 (①②のいずれか)	①在学証明書 ②有効期限の記載のある学生証の写し (ただし、夜間部・通信教育課程・大学院に在籍している場合は(3)に限る)
	(3)子が18歳以上で学生でない場合 (①②のいずれかで最新のもの)	①非課税証明書 ②所得証明書
	(4)被扶養者の要件を備えた日を確認する書類	①配偶者の健康保険制度の被扶養者を取り消しになったことが確認できる書類 ※被扶養者の要件を備えた日は被扶養者取消日となります。 ②国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険証の写し ※被扶養者の要件を備えた日は申請のあった日（発信日）となります。



被扶養者認定申請 — ポイントと事例 ①

業務部 資格課

私学共済制度では、主として加入者の収入で生計を維持している配偶者や子などの家族についても、病気やケガをしたときに保険診療等の給付を受けることができます。この家族のことを「被扶養者」といいます。

被扶養者の認定申請は難しく、必要な添付書類が分からないという声を聞きます。そこで、今月号から3回にわたり、被扶養者の認定申請に必要な書類について、具体的な事例を挙げて説明いたします。

1 被扶養者になれる人とは

(1) 加入者と別世帯でも認められる人

配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます）、子、父母、孫、祖父母、弟妹

(2) 加入者と同一の世帯に属さなければ認められない人

上記(1)以外の三親等内の親族、加入者の配偶者で届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父母・子、当該配偶者の死亡後における父母・子



2 主として加入者の収入によって生計を維持する人とは

恒常的な収入が年間130万円未満の所得である人をいいます。

また、障害を事由とする公的年金等を受けているとき又は60歳以上で公的年金等を受けているときは、恒常的な収入が年間180万円未満の所得である人をいいます。

3 恒常的な収入とは

次の(1)(2)のような継続して得られるもの（又はその予定のもの）をいい、所得金額の算定は課税上の所得金額の計算とは異なります。

(1) 総収入金額で取り扱うもの

恩給・公的年金・個人年金・給与・傷病手当金・失業給付金など

(2) 経費の実額を控除した後の所得金額で取り扱うもの

事業収入・不動産収入など

※2つ以上の種類の所得がある場合は、それぞれ合算した金額を恒常的な収入とします。



4 被扶養者の要件を備えた日とは

恒常的な収入が、認定要件より少ないことが確認できた日をいいます。確認できた日以降は被扶養者として認定されます。

【被扶養者の要件を備えた日の例】

加入者の私学共済制度への加入日、婚姻日、退職日の翌日、収入減となった日、出生日など

申請は、要件を備えた日から30日以内に！
30日を過ぎると、さかのぼっての認定ができなくなります。

5 被扶養者の要件を備えた日から30日以内に申請

被扶養者の認定申請は、被扶養者としての要件を備えた日から30日以内に提出することにより、要件を備えた日にさかのぼって認定します。

ただし、要件を備えた日から30日を過ぎて申請があったときは、申請のあった日（発信日）からの認定となり、要件を備えた日にさかのぼって認定はされません。

保険診療等の給付を受けるうえで、いつから認定されるかは重要なことですので、注意してください。



6 認定には要件を確認する書類が必要

被扶養者の要件を備えていることを確認するため、被扶養者認定申請書には戸籍等の書類を添付してください。

◎「被扶養者認定申請書」は複写式のため、私学共済事業ホームページからダウンロードできません。用紙は共済事業本部又は各ガーデンパレス（東京・京都を除く）共済業務課へ請求してください。

職務上・通勤途上の傷病や 交通事故等で受診するには

業務部 短期給付課

職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で他人からケガをさせられた場合、通常の傷病の場合と同じように病院で加入者証や加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）を使用してしまいう事例が多く見受けられます。加入者証等が使用できない場合や使用するにあたり届け出が必要な場合があります。

加入者証等が使用できない場合

職務上や通勤途上の傷病は労働者災害補償保険（労災保険）の適用になります。

● 仕事にケガをしたり、通勤途上で

事故にあった等で医療機関で治療を受ける際には、加入者証等を使用することができません。被扶養者がアルバイト先などでケガをした場合も同様です。このような場合は医療機関の窓口で職務上又は通勤途上に負った傷病であることを伝えて受診してください。さらに、勤務先を通して所轄の労働基準監督署に届け出を行ってください。

また、通勤途上の自動車等の事故の場合、労災保険の給付と自賠責保険等による保険金支払いのどちらかを受けることができます。詳しくは、労働基準監督署に相談してください。

● 労災保険の給付とは

労災保険の適用になると、原則として治療に必要な費用の全額が給付されます。労災保険に該当するにもかかわらず誤って加入者証等を使用してしまうと自己負担が発生するため加入者等にとって不利益になります。

また、休業補償・後遺障害の補償・死亡の補償などについても労災保険の方が給付の種類も多く手厚い内容となっております。加入者等にとって有利です。

労災に該当するかどうかわからない場合には労働基準監督署に照会してください。

誤って加入者証等を使用したときにはさかのぼって私学事業団に診療費を返還するなどの手続きが必要になりますので、必ずご連絡ください。

本事業団に届け出が必要な場合

● 職務上や通勤途上の事故でなければ、原則として加入者証等を使用して治療を受けることができません。ただし、交通事故等第三者加害行為によるケガで受診した際には、届け出をしていただく必要がありますので、速やかに短期給付課調整係まで連絡してください。

交通事故等で他人からケガをさせられた場合の治療費は、本来加害者が負担するものであり、加入者証等を使用したことで本事業団が負担した費用については、本事業団から加害者（加害者の加入している自賠責保険など）に請求します。そのため加害者等からは、本事業団が加害者に対して損害賠償請求を行うために必要な書類を提出していただくこととなります。

● 加入者側の過失が大きく相手に賠償請求ができないと考えられる場合

このようなときにも届け出は必要です。賠償請求できるかどうかは、本事業団で判断します。



● 警察への届け出は「人身事故」扱いで保険診療を受けるためには、必ず警察へ事故の届け出をしてください。

道路交通法による事故届けには「人身事故」と「物損事故」がありますが、「物損事故」ではケガがなかったとみなされ、原則として自賠責保険の適用になりません。このため、ケガをしたときは必ず「人身事故」で届け出てください。

● 示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、合意のもと成立すると、民法上の和解契約（第六九五条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして、本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまわないよう、示談書に本事業団が損害賠償請求権を代位取得している旨を明記していただくようお願いいたします。

● このような事故も報告を

次の場合も第三者加害行為の扱いとなる場合がありますので、必ず報告してください。

- 加入者や被扶養者が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- 駐停車中の車に対する追突事故
- 自転車同士や自転車と歩行者の事故
- スキー滑走中の衝突事故
- 他人の飼犬に咬まれた等のケガ
- 喧嘩や暴行によるケガ

積立共済年金・共済定期保険 後期募集 (平成24年4月1日加入)

募集期間 11月1日(火)～11月30日(水) 私学事業団必着

共済業務

●積立共済年金 (つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金を補完する制度です。

月々2,000円(2口)の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です。

この制度には右の2コースがあります。

税制適格コース
(個人年金保険料控除の対象)

満65歳までに10年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金又は一時金を選択

自由選択コース
(一般生命保険料控除の対象)

満65歳までに2年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を複数選択可能

●共済定期保険 (きょうさいていき) [共済定期保険専用フリーダイヤル ☎0120(716)267] 平日: 9:00～17:15

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右のとおりです。

※1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還元します。

平成22年度配当率	
家族年金コース・学校加入コース	46.26%
医療保障コース	47.01%

※退職後も継続して加入できる「退職後保障プラン」を引受保険会社で用意しています。このプランの加入資格年齢は18歳以上で共済定期保険脱退日直前まで継続して2年以上加入している人が対象です。

募集にあたっては、個別案内付申込書が入った封筒を10月下旬に学校法人等あてに送付しますので、加入者に配付をお願いします。

家族年金コース
(主契約です)

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。独身の人も加入することができます。(配当金を還元)

医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき
(配当金を還元)

医療費支援コース

1日以上入院も保障
その他手術、女性疾病にも対応

3大疾病保障コース

がん、急性心筋梗塞、脳卒中と診断され、所定の状態となったとき

長期休業補償コース

病気やケガで60日(免責期間)を超えて就業不能となったとき

学校加入コース

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています。(配当金を還元)

●申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退(共済定期保険のみ)」を受け付けます。

積立共済年金の新規申し込みは「新規加入申込書」を、すでに積立共済年金に加入している人が他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」にて申し込んでください。

共済定期保険の申し込み(新規・変更・脱退)は、パンフレットに記載されている加入資格(告知内容)、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にて手続きをしてください。



送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しく知りたい教職員を対象に、学校に訪問して説明会を開催いたします。ご希望の場合は貯金係までお申し出ください。

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

年末調整用証明書の送付

①積立共済年金加入者

9月下旬に、生命保険料控除のための証明書(個人年金用・一般生命保険用)を積立共済年金加入者の届出住所あてに送付します。なお、平成23年10月1日新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。 [保健課]

②共済定期保険加入者

10月中旬に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届出住所あてに送付します。 [保健課]

③住宅貸付借受者

平成22年12月までに住宅貸付を借り受けた人の「住宅借入金等特別控除」のための平成23年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等あてに送付します。

※23年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、24年1月中旬に学校法人等あてに送付します。 [貸付課]

積立貯金

後期申し込み締め切り
残高通知書等の送付

①積立貯金の後期加入申し込みは10月25日(火)(私学事業団必着)までとなります。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

②「積立貯金決算明細書」及び貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は、10月上旬に学校法人等あてに送付します。 [保健課]

住宅貸付の申し込みの際には
団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひご加入ください。 [貸付課]

私学共済制度の加入者貸付に関する
アンケート調査を実施します

加入者の皆様にとって「より良い貸付事業」を目指すべく、アンケート調査を実施することとなりました。本調査は、無作為に抽出した1,000人を対象に10月上旬に学校法人等あてに送付いたします。

該当した学校法人等におかれましては、所属する加入者にご回答いただき、10月31日(月)までに本事業団あてにご返送ください。

ご多忙中とは存じますが、ご協力くださいますようお願いいたします。 [貸付課]

加入者向広報「レター」11月号等の送付

加入者向広報「レター」11月号、「私学共済ブック2011」[給付編]、積立共済年金の募集パンフレット等を10月下旬に学校法人等あてに送付します。

※共済定期保険のパンフレット等は、別便にて10月下旬に送付します。 [広報班]

10月の共済業務スケジュール



3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 9月分定期償還期限
7日(金)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 11月2日送金申込・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
	貯金 払戻・解約請求締め切り
25日(火)	積立共済年金 脱退申出等締め切り
	貯金 後期加入・払戻・解約請求締め切り
28日(金)	掛金 9月口座振替(自振校のみ)
	貸付 10月定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(月)	貸付 11月22日送金申込締め切り
	掛金 9月分納期限

11月の共済業務スケジュール



2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 10月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 12月2日申込・任意償還申出締め切り

INFORMATION

お見舞い

先の平成23年7月新潟・福島豪雨及び平成23年台風12号により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。災害を受けられた学校法人等の一日も早い復旧をお祈り申し上げますとともに、私学事業団といたしましても全力で支援につとめてまいります。

助成業務

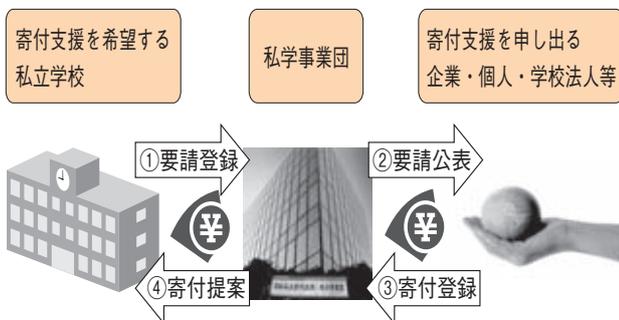
〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
 ☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

被災私立学校へ寄付サイト
「私学支援ポータルサイト」開設

東日本大震災で被災した私立幼稚園、小・中・高校、大学等への支援を橋渡しするため、私学事業団のホームページに「私学支援ポータルサイト」を開設しました。このサイトの目的は、被災地の私立学校を支援できる環境を構築するための情報を収集し、企業等の法人又は個人と私立学校をマッチングさせて、寄付金の授受を可能にすることにあり、インターネット経由で寄付金を募集したり、申し込んだりすることができます。(下記、**支援の流れ** 参照)

詳しい内容につきましては、本事業団のホームページ(http://www.shigaku.go.jp/g_shien.htm)をご覧ください。

・支援の流れ



助成部 寄付金課
 ☎03(3230)7317・7318
 Eメール shien-ps@shigaku.go.jp

平成24年度「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」の公募締め切り

平成23年8月26日付で、大学・短期大学・高等専門学校法人あてに送付しました、標記にかかる書類の提出締め切りが近づいています。

応募される学校法人は、期限までに「研究計画推薦書」、「研究計画調書」等、必要書類を私学事業団寄付金課までご提出ください。

なお、公募要領、公募様式等については、本事業団ホームページ(<http://www.shigaku.go.jp/>)助成業務「学術研究振興資金」から、「平成24年度学術研究振興資金公募様式等」及び「平成24年度学術研究振興資金(若手研究者奨励金)公募様式等」をご覧ください。

提出期限 平成23年10月24日(月)

助成部 寄付金課
 ☎03(3230)7316・7319
 Eメール kifukin@shigaku.go.jp

第11回私学振興債券の発行

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期・固定の貸付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、平成23年度は第11回私学振興債券(10年債)の発行を予定しており、主幹事にみずほ証券(事務)と三菱UFJモルガン・スタンレー証券を指名しました。

発行額、発行時期等については未定です。

財務部 経理第一課
 ☎03(3230)7272・7273
 Eメール keiri1@shigaku.go.jp

私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実を図るための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的として、私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

平成24年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月初旬にホームページ等でお知らせする予定ですのでご覧ください。

総務部 人事課
 ☎03(3230)7883・7884
 Eメール [jinji@shigaku.go.jp](mailto:jinja@shigaku.go.jp)

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

冬の始まりを告げる「鰯(ぶり)起し」

来月になると日本海側では、「鰯(ぶり)起し」と呼ばれる雷鳴が轟きます。雷鳴が轟くと鰯が大漁になることから、そう呼ばれます。鰯は「かぶら寿し」にも使用される金沢の味覚です。また、ズワイガニ漁も来月には解禁されます。金沢で旬の味覚をぜひご堪能ください。



かぶら寿し
写真提供：金沢市

**1泊2食
会席プラン**
 (2名1室 1名様)
9,000円 プラン
11,000円 プラン

●創業250余年「つば甚」直営の和食処「尾山甚平」で加賀会席(夕食)をご堪能いただけます。



夕食(イメージ)

金 沢 兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎074(232)1239
 (JR「金沢」駅前バスターミナル⑦⑧⑨番乗り場から北鉄バスで「南町」下車、徒歩3分)
<http://www.kenrokusou.com>

融資事業のご案内

平成23年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成23年10月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.7	年% 1.0	年% 0.8
【特別施設費】 寄宿舍、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.8	1.1	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.6
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	1.0	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

23年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

三輪田学園中学校・高等学校

創立125周年を迎える記念事業として、2010年秋6階建ての新校舎が完成しました。明るい教室・充実した施設で、伝統ある「徳才兼備の女性」を育てる教育が受け継がれています。読書と生き方教育を中心に徳育・知育・体育・美育を掲げ、高い学力と豊かな心を育む学園には、いつも穏やかであたたかい雰囲気溢れています。